

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 9 年 1 1 月 日見直)

法令名	獣医療法
根拠条項	第14条第3項
許認可等の種類	診療施設整備計画の認定
法令の定め	(第14条第3項) 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、農林水産省令で定めるところにより、その診療施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、畜産業の振興に資するための診療施設の整備に係るものであると認めるときは、その認定をするものとする。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 21 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (総合振興局・振興局) 協議機関 日・月 () 処分機関 14 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 標準処理期間短縮の状況 (H25：経由機関14日、処理機関 7日→ H26：経由機関 7日、処理機関14日) 畜産 4 2

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 29年 11月 日見直)

法令名	獣医療法施行令
根拠条項	第1条
許認可等の種類	診療施設整備計画の変更の認定
法令の定め	第1条 法第14条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 21日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7日・丹 (総合振興局・振興局) 協議機関 日・月 () 処分期間 14日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/:index.html) 標準処理期間短縮の状況 (H25：経由機関14日、処理機関 7日→ H26：経由機関 7日、処理機関14日) 畜産 4 3